

2016年2月26日
株式会社日立ハイテクノロジーズ
執行役社長 宮崎 正啓

建設業法に基づく監督処分等に係る再発防止策について

横浜市所在のマンションの杭工事（以下、本件工事）に関しましては、マンションの所有者様、居住者様をはじめ、ご関係の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、あらためて心から深くお詫び申し上げます。

本件工事に関して、当社は2016年1月13日付けで、国土交通省関東地方整備局より、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分および建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分、ならびに指名停止措置（以下、本件監督処分等という）を受けました。

当社は、本件監督処分等を厳粛に受け止め、皆さまの信頼を回復すべく、全社を挙げて今回策定した再発防止策を実行し、法令遵守の徹底と体制強化に努めてまいります。

1. 本件監督処分等の内容

1-1. 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(1) 処分内容

- ① 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - i. 今回の違反の内容およびこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ii. 建設業法および関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修および教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - iii. 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
- ② 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

(2) 処分理由

本件工事において、主任技術者に他の工事を兼務させ、本件工事現場に専任の主任技術者を配置しなかった。このことは、建設業法第26条第3項に違反する。

1-2. 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

(1) 処分内容

- ① 停止を命じられた営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および長野県の区域内における、とび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの
- ② 営業停止期間
2016年1月28日から2016年2月11日までの15日間

(2) 処分理由

元請建設会社から請け負った本件工事の主たる部分を2次下請業者に請け負わせ、かつ施工に実質的に関与していると認められない状況にあった。このことは、建設業法第22条第1項に違反する。

1-3. 指名停止措置

(1) 指名停止の内容

- ① 指名停止期間
2016年1月13日から2016年3月22日までの10週間
- ② 指名停止の措置対象区域
国土交通省関東地方整備局管内

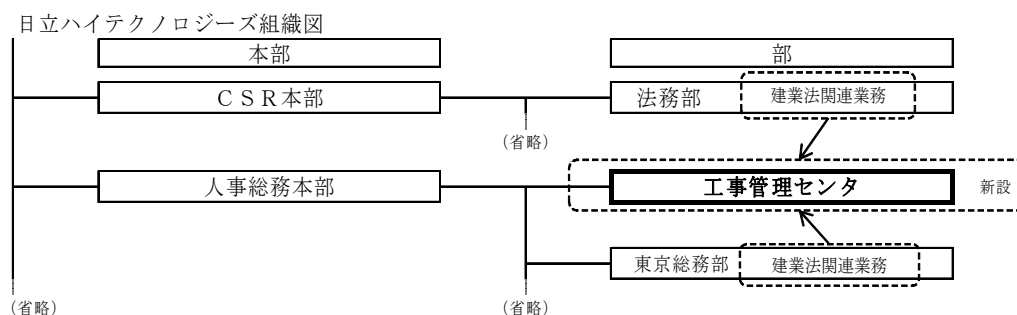
2. 再発防止策について

2-1. 工事管理体制の強化施策

(1) 「工事管理センタ」の設置

日々の建設工事業を建設業法上の観点から専門的に管理する「部」レベルの組織「工事管理センタ」を2016年2月1日付で設置した。「工事管理センタ」は、2003年10月1日に建設工事取引に関するアドバイスを行う「課」レベルの組織として設置したが、2009年3月20日に建設工事取引の審査を行う体制とし、2013年4月1日には「工事管理センタ」の機能を東京総務部に移管し建設工事取引の管理業務を行っていた。今回の処分を受け、法務部の機能（許認可管理・建設財務諸表の作成・教育）と東京総務部の機能（適法性の検証）を集約し、「部」レベルの組織に格上した「工事管理センタ」は、「配置技術者の実質的な関与の管理」「有資格者の育成・確保」「計画的な教育の実施」「監査」を行うこととし、管理体制を強化した。

①組織図



②管理強化施策

今後は工事管理センタを中心に建設工事取引の管理を下記の通り強化する。

i. 建設工事取引の審査強化

建設業法遵守徹底のため、建設工事取引の審査を工事管理センタが行い、取引審査の最初の段階で適法性の検証・成約可否の判定を行う。

ii. 実質的な関与管理の強化

「適正な施工体制に関するチェックリスト」を作成しこれに基づき、建設工事取引において当社の技術者が、施工計画の作成、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者への指導・監督等、主体的な役割を果たしていることを書面および技術者へのヒアリングで確認し、建設工事取引の各段階（取引審査時、工事期間中、工事完了時）における実質的な関与の状況について検証を行う。

また、配置技術者専任の要否、配置技術者のレベル（監理か主任か）、配置技術者資格の妥当性（雇用主・資格者証）についても取引審査時に検証を行ったうえで、工事開始後は施工体系図・安全日誌・議事録・作業手順書・指導記録等および技術者へのヒアリングによって工事の指導監督を適切に行っていることを確認する。

iii. 営業部門と配置技術者の分離

工事請負金額が 2,500 万円以上の場合、営業担当者が配置技術者となることを禁止し、工事管理専任の配置技術者が建設工事業に実質的に関与するよう徹底する。

iv. 監査実施による牽制機能の強化

書類および現場の監査を実施することにより牽制機能を強化し、規則違反の発生防止に努める。

(2) 「工事安全管理委員会」の設置

建設業法の周知徹底、遵法意識の向上を行う全社組織「工事安全管理委員会」を 2016 年 2 月末までに設置し、監督機能を強化する。

①体制

委員長：	CRO (Chief Risk Management Officer)	
事務局：	人事総務本部 「工事管理センタ」	
メンバー：	日立ハイテクノロジーズ：	各営業統括本部・営業本部代表者（正副 2 名/統括本部） （統括本部長が指名し、「正」は部長以上とする） 本社コーポ部門長（法務・業務）、地区総務部門長、支店管理部門長
	日立ハイテクノロジーズ・グループ会社	コンプライアンス管掌役員または工事管理管掌部門長
ミッション：	日立ハイテクノロジーズ及び日立ハイテクノロジーズ・グループ会社における建設業法遵守の徹底	
活動内容：	1. 日立ハイテクノロジーズ・グループ方針の策定と周知徹底 2. 建設業法に関する法令対応及び施策展開 3. 事故事例等の横展開による日立ハイテクノロジーズ・グループ内情報共有	
開催時期：	2 回/年（必要に応じ臨時開催あり）	

②活動内容

工事安全管理委員会の開催頻度は半年に 1 回とし、下記の活動を行う。

- i. 建設業法遵守に関する方針を策定し、方針の周知徹底を行う。
- ii. 建設業法に関する法令改正に対応した社内規則や制度の改訂を行い、改訂結果の周知を徹底する。
- iii. 事故事例等を日立ハイテクグループ内で情報共有することにより、事故発生防止に役立てる。

2-2. 資格者の育成強化

工事管理センタは、実質的な関与に必要となる適格な資格者の育成・確保のため、下記の施策を実施する。

(1) 資格者の計画的な育成

- ①今後の事業計画、必要資格者数、資格者の異動（定年退職・配置転換等）等を勘案した「資格者育成・確保計画書」を各事業部門および人事担当部門（採用・異動）と連携して策定し、資格者の育成・確保を行う。また、年に一回、当該計画の内容を見直し、必要な措置を講じる。
- ②資格者の育成は、上記の資格者育成・確保計画に基づき、各事業部門と連携して資格取得候補者を選任する。資格取得候補者のための資格取得計画書を策定し、外部講習の受講・実務研修等を人事担当部門と連携して実施する。

2-3. 今後の研修、教育計画

(1) 研修・教育（以下「研修等」という）に対する会社としての基本的な考え方

当社は、あらゆるステークホルダーから「信頼」される企業を目指すことを基本理念としており、基本理念を実現するための手段の一つである研修等による遵法教育が極めて重要であると認識し、今回、「建設業法遵守徹底のための研修等の計画」を策定した。今後は本計画に基づき、研修等を継続的に実施し、建設業法および関連法令の遵守を社内に徹底する。

(2) 建設業法遵守徹底のための研修等の計画

①「教育内容」の見直し

当社は、今回の処分の理由となった「専任の主任技術者を設置しなかった」「施工に実質的に関与していると認められない状況にあった」という事実を深く反省し、研修等で使用していた教材の見直しを行った。見直しの結果、次の4項目を強調する内容に教材を変更した。i. 一括下請負の禁止 ii. 「実質的な関与」とは iii. 配置技術者の専任 iv. 当社処分事例。今後はこの教材をベースに研修等を実施する。

②研修等の計画

下記「研修等の計画」の通り定期的に全ての管理職・総合職（将来管理職となることを期待された幹部候補社員）を対象者とした研修等を実施する。

i. 建設業法遵守のための研修等の計画

- a. 管理職および総合職に対し、IT機器を活用した学習方法である「e-Learning」により、全社教育を定期的実施し、遵法意識の徹底を図る。
- b. 「工事安全管理委員会」において定期的に講習会を実施し、建設業法に関する法令および法令対応施策の展開を確実に行う。
- c. 階層別研修（新任管理者^{※1}研修・中堅社員^{※2}研修）において建設業法遵守に関する教育を行い、課長職レベルの意識を高め、現場指導に当たらせる。

※1 新任管理者：新たに管理職となった社員、 ※2 中堅社員：入社6～7年目の総合職

- d. 配置技術者が最新の実践的な知識を習得する技術者向け教育を外部専門機関を活用し、実施する。

ii. 建設業法遵守徹底のための研修等の計画表

NO	対象者	主催元	教育方法	頻度	実施時期 ^{※1}
1	管理職および 総合職 ^{※2}	工事 管理 センタ	e-Learning (ITを活用した学習方法)	1回/年	6～9月
2	工事安全管理 委員会メンバー		講習会	2回/年	5月 11月
3	配置技術者		外部専門機関 による講習会	1回/年	12月
4	新任管理者 ^{※3}		階層別教育	2回/年	4月 10月
5	中堅社員 ^{※4}		階層別教育	2回/年	5月 11月

※1：実施時期は研修等の日程編成により前後あり

※2：総合職 - 将来管理職となることを期待された幹部候補社員

※3：新任管理者 - 新たに管理職となった社員

※4：中堅社員 - 入社6～7年目の総合職

iii. 今回の指示処分に対する研修

工事安全管理委員会発足後、委員会メンバーおよび配置技術者に対し、2016年3月初旬を目途に、指示処分の内容および改善策を周知徹底するための研修を実施する。

2-4. 今後の杭工事に関する事業方針について

- ・当社は2015年11月に、太陽光発電所建設工事における太陽光パネル設置杭工事等エネルギー関連以外の杭工事事業からの撤退を決定した。但し、建設材料の販売（売買取引）については、継続して行っていく方針である。
- ・継続する事業については再発防止策に基づき建設業法の遵守を徹底する。

以 上